人とまち　「きずな」でつなぐ　元気な平生

平成25(2013)年

広報 ひらお

7 月号

No.1215

主な内容

2－3　国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ
4　般若寺所蔵「木造地蔵菩薩坐像」町指定文化財に指定
9　町長室の窓
10－11　まちの話題
16－17　情報伝言板

手作りの交通安全・防犯看板

６月９日、大野地区の子どもたちが、手作りの交通安全・防犯看板を設置しました。

この日設置したのは、大野公民館付近の２個所で、子どもたちは杭を打ったり、くくりつけたりと、一生懸命作業を行いました。これらの看板は子どもたちによる手作りで、そのカラフルなイラストなどは多くの人の目を引き、交通安全・防犯意識の向上に貢献するでしょう。

◇発行：平生町役場　〒742-1195　山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の１　☎0820（56）7111＜総務課＞
●ホームページ　【パソコン版】http://www.town.hirao.lg.jp/
【携帯電話版】http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html
（右の２次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取ることによりアクセスできます。）
● E-mail　hirao1@town.hirao.lg.jp

国民健康保険
後期高齢者医療制度の
加入者の皆様へ

■問合せ先
【後期高齢者医療制度・国民健康保険】
町役場町民課 保険年金班
☎（56）7113
【後期高齢者医療制度】
山口県後期高齢者医療広域連合
☎083（921）7111

国民健康保険

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

国民健康保険に加入されている人は、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下 認定証）を医療機関に提示することで、医療費（保険適用分）の自己負担が一定額までとなります。

また、住民税非課税世帯に属する人は、入院時の食事代が軽減されます。

●対象者
①70歳未満の人
②70歳以上で住民税非課税世帯に属する人

※保険税に滞納のある人は、交付されない場合があります。

●有効期間
申請した月の初日から毎年7月31日まで

●新規申請について
【申請期間】随時（8月1日からの認定証は8月1日以降）
【申請場所】町役場町民課
【持参物】国民健康保険被保険者証（保険証）、印章（認印）

●更新申請について
8月以降も引き続き認定証が必要な人は再度申請が必要となります。個別のご連絡はしていませんので各自で申請してください。
【申請期間】8月1日以降

70歳になられた翌月から高齢受給者証が交付されます

●高齢受給者証とは
国民健康保険加入者で、70歳となった日（誕生日）の前日の属する月の翌月から74歳以下の人には、高齢受給者証を交付しています。

高齢受給者証には、医療機関などで診察・治療を受けたときに支払う自己負担割合が記載されています。負担割合は世帯の所得状況によって1割（注）または3割となります。

高齢受給者証は、70歳となった日（誕生日）の属する月の翌月から対象となります。ただし、1日が誕生日の人については誕生日の月から対象となります。

（注）法律上の自己負担割合は2割ですが、国の措置により当面の間、1割に据え置かれています。

●これから70歳になられる人
手続きは不要です。誕生月の下旬（1日が誕生日の人は誕生月の前月）に高齢受給者証をお送りします。

医療機関などで診察・治療をうけるときは、国民健康保険被保険者証（保険証）と一緒に高齢受給者証も窓口に必ず提示してください。

●更新について
高齢受給者証は、毎年8月1日に一斉更新を行います。

その日から翌年の7月31日までを1年として、前年の所得の状況に応じて一部負担金の割合を判定するためです。新しい高齢受給者証は7月中旬ごろにお送りします。

●高齢受給者の自己負担割合

【所得区分】現役並み所得者
同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

→ 3割負担

【所得区分】一般、低所得Ⅰ・Ⅱ
現役並み所得者の要件に当てはまらない人

→ 1割負担

後期高齢者医療制度

「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下 認定証）を医療機関に提示することで、医療費（保険適用分）の自己負担が一定額までとなり、入院時の食事代が減額されます。

●対象者
住民税非課税世帯に属する人

●有効期間
申請した月の初日から毎年7月31日まで

●新規申請について
【申請期間】随時（8月1日からの認定証は8月1日以降）
【申請場所】町役場町民課
【持参物】後期高齢者医療制度被保険者証（保険証）

●更新申請について
①平成25年8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」※1に該当する人
▼申請の必要はありません。（自動更新）8月上旬に新しい認定証を送付します。
②平成25年8月以降の認定区分が「区分Ⅱ」※2に該当する人
▼申請が必要です。7月下旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」が送付されます。
【申請期間】8月31日まで
【申請場所】町役場町民課
【持参物】後期高齢者医療制度被保険者証（保険証）、現在交付されている認定証、病院の領収書などの入院日数が確認できる書類（現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、平成24年度の認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合）

※1【区分Ⅰ】世帯の全員が住民税非課税および所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算）または老齢福祉年金受給者
※2【区分Ⅱ】世帯の全員が住民税非課税で区分Ⅰ以外の人

保険証を更新します

現在交付している保険証（後期高齢者医療被保険者証）は有効期限が7月31日までとなっています。
新しい保険証（オレンジ色）は、7月下旬に郵送(簡易書留)されます。新しい保険証は、8月1日からお使いください。
現在お持ちの保険証（みどり色）は8月1日以降使用できません。使用できなくなった保険証は各自で処分してください（返却の必要はありません）。

保険料額決定通知書の送付について

本年度の保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります。
納付方法や納期限は、通知書に記載されていますのでご確認ください。

「年金天引き」から「口座振替」に納付方法を変更できます

保険料の納め方が「年金天引き」の人も、申し出により「口座振替」に変更できる場合があります。お申し出は随時受け付けます。8月2日㈮までにお申し出があれば10月分から口座振替が可能です。
※口座振替に変更すると、口座名義人の社会保険料控除が増えることにより、世帯全体で見たときに所得税・住民税が減額になる場合があります。

口座振替のお手続について

これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人で、後期高齢者医療制度でも口座振替による納付を希望される人は、新たに口座振替のお手続きが必要となります。
担当窓口や金融機関に備え付けの申込用紙にご記入のうえ、金融機関へお申込みください。

【申込みに必要な書類】
預金通帳、通帳の届出印、納入通知書、被保険者証

本年度の保険料率

【被保険者均等割額】4万7474円
【所得割額】9・45％
※保険料の上限額は55万円です

保険料の軽減措置について

●平成24年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて「均等割額（4万7474円）」が次のとおり軽減されます。

世帯の所得	軽減割合
33万円＋（35万円×被保険者数）以下の世帯	2割
33万円＋（24.5万円×世帯主を除いた被保険者数）以下の世帯	5割
33万円以下の世帯	8.5割
33万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない世帯	9割

●所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。
●健康保険（国民健康保険や国民健康保険組合を除く）の扶養に入っていた人は、所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減されます。

般若寺所蔵『木造地蔵菩薩坐像』町文化財に指定

般若寺所蔵の『木造地蔵菩薩坐像』が、平生町文化財審議会の審議を経て、5月29日に平生町文化財に指定されました。指定内容およびその特徴などは次のとおりです。

△木造地蔵菩薩坐像(般若寺)

種別
有形文化財（彫刻）

名称／員数
木造地蔵菩薩坐像／1躯

主な特徴
像高は46㎝で、ヒノキ材を使用。頭体部は縦一材、両脚部材は横一材から彫成し、体幹部に接合している。頭体部および脚部とも内刳りは施していない。両手は袖口、指は第1指および第2から5指の根元でそれぞれ接合している。像底脚部材の左右2箇所に斜めに彫り込まれた穴があるが、これは当初の蓮華座とのズレ止めを目的とする細工と思われる。

像表面は錆下地に彩色を施し、肉身部は緑、唇は朱、衲衣は表が群青、裏が赤色である。また、覆肩衣は群青で、眉・瞳は墨で描かれている。

これらの構造、腹部や脚部に刻まれた概念的な衣文表現などは平安時代の古様を示しているが、右肩から正面に垂れ下がる覆肩衣を右肘内側で一旦衲衣にたくし込む表現は13世紀から現れること、また左肩の正面で強い折り返しをつくる衣縁の表現も、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての14世紀以降、とくに院派仏師が盛んに採用する形式であることから、本像が制作された時代は14世紀であると推測される。（調査報告書から抜粋）

■問合せ先　町教育委員会
☎（56）6083

まちぐるみで交通安全を!!

■問合せ先
町役場総務課 地域安全班　☎（56）7111

看板がある場所は特に注意を！

本町では、「スピードを上げて走る車が多くて怖い」「小さな子どもがよく飛び出してくる」といった地域の要望を受け、交通安全を呼び掛けるための啓発看板などを設置しています。一人ひとりが交通ルールをしっかり守り、みんなで交通安全に努めましょう。

路上駐車は危険です！

安全な通学路にご協力をお願いします

歩道をまたいだ路上駐車を見かけることがありますが、これは大変危険です。

道路は自動車だけでなく自転車や歩行者、特に朝・夕方は多くの児童・生徒が通学路として通行します。歩道に車が停まっていると、自転車や歩行者は危険な車道を通るしかなく、大きな事故が発生する可能性があります。

こうした危険をなくすためにも、路上に駐車しないようご協力をお願いします。

交通安全施設を整備します！

町内の道路で交通安全上必要な場所には、ガードレールやカーブミラー、停止線などの交通安全施設を道路管理者が設置します。お住まいの地域で設置の要望がありましたら、自治会長などを通じて町役場総務課（地域安全班）にご相談ください。

こんなところを改善しています

要望 大野南（浄圓寺付近）の三差路は、主道（県道）がカーブし、橋側の細い道に気がつきにくい。また、どちらが優先道路なのか分かりにくい。

改善 町から道路管理者の県に改善を要望し、合流地点における一時停止線の新設と白線の修正が行われました。また、注意喚起のために、主道には減速を促す白線や反射板なども設置されています。

反射材を着用しましょう！

辺りが暗いときは、運転者は歩行者に気づきにくく、事故の起きる可能性が高くなります。夕暮れ時や夜間に出歩く際には、反射材を付けたり懐中電灯を持ち歩くなど自分の存在を車にアピールし、事故に遭わないように気をつけましょう。

国民年金

保険料の納付に困ったときは免除申請をご利用ください

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる次の制度があります。

保険料免除制度

基準となる所得に応じて保険料の全額または一部が免除されます。

【要件】本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合　※申請する年度または前年度において退職（失業）の事実があるときは、該当者の所得を除外する退職の特例を受けることができます。

若年者納付猶予制度

免除制度が利用できない30歳未満の若年層を対象に保険料の納付が猶予され、後払いができるようになります。

【要件】本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

●申請受付期間

平成24年度分［平成24年7月～25年6月］
7月31日㈫まで

平成25年度分［平成25年7月～26年6月］
7月1日㈪から

●申請場所
町役場町民課または佐賀出張所、徳山年金事務所

●手続きに必要なもの
印章、年金手帳または本人確認のできる書類
退職の特例を受ける場合は雇用保険受給資格者証等

■問合せ先
徳山年金事務所　☎０８３４（３１）２１５２
町役場町民課　保険年金班　☎（５６）７１１３

風しんの流行が続いています

～妊婦への感染を防ぎましょう～

全国的な風しんの流行が続いており、県内での報告数も増加しています。

妊娠前半期の妊婦が感染すると、先天性風疹症候群など、生まれてくる子どもに影響を及ぼす可能性があります。

●予防方法

予防接種が非常に有効です。ただし、妊娠中の人は受けることはできません。

※風しんウイルスに対する抗体がある（過去に風しんにかかった、予防接種を受けた）ことを知らずに接種を受けても悪影響はありません。

●定期接種（無料）

一期：1歳児
二期：小学校入学前1年間の幼児

●任意接種（有料）

定期接種以外のもの

※詳しくは、かかりつけ医や小児科医の医療機関にお問い合わせください。

●妊婦への感染を防ごう

特に次の人で、風しんの抗体がついていない人は、予防接種を受けることをお勧めします。

①妊婦の夫、子ども、同居家族
②妊娠適齢期（10代後半～40代）で、妊娠する可能性の高い女性
③出産後間もない女性

木造住宅の耐震化を支援します

無料耐震診断・耐震改修の一部補助

●対象建物

昭和56年5月31日以前に着工した町内にある1戸建てで、3階以下の木造住宅（店舗などの用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）

●内容

【木造住宅の耐震診断】
募集戸数：3戸
診断費用：無料（耐震診断員を無料で派遣）
【木造住宅の耐震改修】
募集戸数：1戸
補助金額：改修経費の3分の2〔限度額30万円〕

●募集期間（第1回）

7月1日㈪～8月30日㈮

※応募者多数の場合は抽選とし、募集戸数に満たない場合は、再度募集を行います。
※申請書は町役場建設課に備え付けています。なお、建物の所有者に町税の滞納がないなどの要件があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

■申込み・問合せ先
町役場建設課　☎（５６）７１１８

「蔭平・日向平飲料水供給施設」をご利用の皆様へ

水道料金が改定されます

「蔭平・日向平飲料水供給施設」における７月使用分からの水道料金を、次のとおり改定させていただきます。

何卒、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※改定後の料金は、本紙４月号でお知らせしました田布施・平生水道企業団の給水区域におけるものと同一料金です。

■問合せ先　町役場建設課　☎（５６）７１１８

料金改定の内容【１カ月につき（消費税込）】

改定後の料金は９月検針、10月請求分から適用されます。

	メーター口径	基本料金		１㎥当たりの従量料金（5,000㎥まで）
		水量	料金	
現行	13～25㎜	8㎥まで	1,260円	210円
改定後	13～25㎜	8㎥まで	**1,512円**	**241.5円**

※メーター口径40㎜以上や臨時用の料金、5,000㎥を超える場合の従量料金、各メーター使用料金については従来どおりです。

お知らせ

「馬島・佐合島航路」夏季の運行時間

●臨時増便運行期間

７月20日～８月20日の土・日曜日
および８月13日・14日・15日

●臨時増便発着時刻

麻里府発	馬島着	馬島発	佐合島着	佐合島発	佐賀着
9:00	9:08	9:09	9:20	9:21	9:29

佐賀発	佐合島着	佐合島発	馬島着	馬島発	麻里府着
9:30	9:38	9:40	9:51	9:52	10:00

※渡船時刻表は町ホームページでご覧いただけます。

■問合せ先
熊南総合事務組合　☎（５７）０５３０

ひらお特産品センター

ホームページができました

ブログで情報を更新します。ぜひアクセスしてみてください。

URL http://hiraotoku3hin.web.fc2.com/

イメージソングができました♪

お店のＰＲと平生町のＰＲを兼ねて作りました。覚えやすく耳になじむ曲ですよ。

ホームページからアクセスして、ぜひ聴いてみてください。

出荷者を募集しています

町内のほ場で作った農産物などを出荷してみたい人は、ぜひお問い合わせください。

■問合せ先
ひらお特産品センター　☎（５６）１０９３（トクサン）

「海の事故ゼロキャンペーン」

全国海難防止強調運動

７月16日(火)～31日(水)

❶ライフジャケットの着用
❷連絡手段の確保（携帯電話など）
❸海のもしもは１１８番

丸山海浜パークにサメ防護ネットを設置

丸山海浜パークにサメ防護ネットを設置しています。危険ですので、遊泳中はブイ（防護ネット）に近づかないよう注意しましょう。

■問合せ先　町役場経済課　☎（５６）７１１７

今年のサマージャンボ宝くじは、億万長者がいっぱい。
【１等】３億円×26本 【前後賞各】１億円 ×52本
（各本数は発売総額780億円・26ユニットの場合）

２０００万サマーと同時発売。
【１等】2,000万円×450本
（本数は発売総額270億円・９ユニットの場合）

発売期間は８月２日㈮まで

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

一人ひとりが主役のまち“平生”
協働のまちづくり ⑰

■問合せ先 町役場総務課 地域活動推進班 ☎（５６）７１１１

Thema　“協働のまちづくり元年”「平生町参加と協働のまちづくり条例」がスタートしました!!（その３）

前号に引き続き、『平生町参加と協働のまちづくり条例』を紹介します。今回は「第２章 住民の権利並びに住民及び町の責務」です。

第２章　住民の権利並びに住民及び町の責務

住民の権利（第４条）

1　住民は、まちづくりの主役であり、まちづくりに平等な立場で参加する権利を有します。

2　住民は、まちづくりに関する必要な情報について、知る権利を有します。

3　住民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

解説　本条では、住民のまちづくりにおける権利を規定しました。

第１項の「参加する権利」とは、まちづくりにおいては、住民の参加は不可欠なものであり、基本的な権利です。

第２項の「知る権利」とは、参加と協働によるまちづくりを推進する上で当然の権利であり、町は住民に必要な情報を提供していきます。

第３項の「意見を表明し、提案する権利」とは、町の政策等に対し、住民がまちづくりに関して自主的、主体的に意見を表明し、提案する権利のことです。

住民の責務（第５条）

1　住民は、本条例の基本原則にのっとり、自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的かつ主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2　住民は、まちづくりに参加するに当たり、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

※基本原則とは、『住民の積極的な参加』、『自助・共助・公助の理念に基づく協働によるまちづくり』、『情報の共有』という３つの考え方です。

解説　本条では、住民のまちづくりにおける責務を規定しました。

第１項では、住民がまちづくりに積極的に参加して、協働によるまちづくりに自主的・主体的に取り組むことを責務としています。

第２項の「自らの発言と行動に責任を持つ」とは、参加と協働によるまちづくりを推進するためには、自己決定・自己責任の考え方が基本であるということです。

町の責務（第６条）

1　町は、公正、公平かつ効率的に業務を遂行するための組織体制を、住民に分かりやすく機能的なものにします。

2　町は、住民がいつでもまちづくりに関する提案ができる環境をつくります。

3　町は、まちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例（以下「政策等」という。）の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、住民に対し分かりやすく情報を提供します。

4　町の職員は、住民がまちづくりの主役であることを常に認識し、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務を遂行します。

解説　本条では、町及び町職員の責務を規定しました。

第１項では、町（組織）は住民にとって分かりやすく機能的でなくてはならないということです。

第２項では、町は住民の意思をまちづくりに反映させることを規定しています。

第３項では、町は住民に対し分かりやすく、まちづくりの情報を提供することを規定しています。また、「分かりやすく情報を提供します」とは、住民の視点に立って資料を作成し、情報を提供することです。

第４項では、町職員は、住民がまちづくりの主役であることを常に認識し、全体の奉仕者として、その職務を遂行するに当たっては、この条例を誠実に守って職務を行うことを規定しました。

作品募集

火災予防作品（防火標語）

●応募資格　柳井市、平生町、上関町、周防大島町に居住する65才以上の人

●テーマ
①住宅防火（特に住宅用火災警報器）に関するもの
②放火火災防止に関するもの
③火災が起こった際、火がつきにくく、燃え広がらない防炎エプロンの普及に関するもの
④その他火災予防（山火事予防を除く）に関するもの

●募集期間　８月１日㈭～11月15日㈮（期間内消印有効）

●応募方法　はがきに作品（標語）、郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、年齢、性別、電話番号を明記し、郵送してください。

■応募・問合せ先
柳井地区広域消防本部予防課指導係
［〒742-0031 柳井市南町５丁目４番１号］
☎（２３）７７７４

家族や地域の大切さに関する作品コンクール

●募集内容　写真、手紙・メール

●募集区分　①小学生の部　②中・高校生の部　③一般の部

●募集期限　９月９日㈪

※募集テーマや応募方法など、詳しくはホームページをご覧ください。
http://www8.cao.go.jp/shoushi/kazoku/index.html

人権コラム

つながりぬくもり No.31

「教育の自助・共助・公助」

平生町人権教育推進協議会
（事務局：町教育委員会）

近年、まちづくりについて考える時、協働のまちづくりとか、自助・共助・公助という言葉をよく耳にします。

本町においても、「平生町参加と協働のまちづくり条例」が制定され、これからのまちづくりの指針となるものが示されました。このまちづくりの考え方にも、自助・共助・公助という言葉があります。

教育で考えてみると、自助は家庭教育、共助が地域の支援・協力、公助が学校教育ということになるのではないかと思います。「おぎゃあー」と生まれて、学校教育を終えるまでの十数年間、そこには家庭、地域、学校の教育というものが有形無形に存在していると思われます。

小学校入学までは、幼稚園、保育園はありますが、まず家庭教育です。その後、就学児となって、小学校、中学校の義務教育、さらに上の学校を目指す人もいますが、その過程には、知識を吸収する教育だけでなく、たくさんの人や環境の中で、人としての心を磨く教育も存在するのです。

子どもたちはその間のさまざまな学習環境の中で自分の身をどうおくのか模索し、人との関わり方を、身に付けていきます。その過程において、たくさんの人の存在の中で認められることで自己肯定感が養われていきます。よく「人は一人で生きているものではない」といわれます。つまり、自分を取り巻く多くの人の存在を認め、「周囲の人と共に生きる」「人によって生かされている」そういった思いというものが必要だと思うのです。

仮に自学、共学、公学というふうに名付けてみましょう。自ら学び、地域で学び、そして学校で学ぶ。そのバランスが知徳体のベースを作るのではないでしょうか。それが、人間として大切な思いやりの心や人の役に立とうという気持ちを芽生えさせることとなり、規範意識を欠いた今の社会、個人主義から人間関係が希薄になった今の社会の問題を解決していくのではないでしょうか。

将来の平生町を背負っていく若者が、教育の自助・共助・公助により、立派に育っていくことを願ってやみません。

『防災士』の資格を取ってみませんか！

～防災士資格取得補助金制度のご案内～

平生町では、防災士を各地域に配置し育成するため、防災士資格取得補助制度を平成 24 年度から実施していますので、ぜひご活用ください。

多くの防災士が誕生し、地域の防災リーダーとして自治会での防災訓練のサポートやアドバイスを行うなど、地域の防災力向上にご活躍されることを期待しています。

防災士資格取得補助金制度

●対象　町内在住者
●補助金額　資格取得に係る経費の１／２
●申込期限　９月 30 日㈪

※制度の詳しい内容や県内の資格取得講習日程など、詳しくは町役場総務課までお問い合わせください。

■申込み・問合せ先
町役場総務課 地域安全班
☎（５６）７１１１

防災士とは

特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認定する民間資格で、その役割は大きく３つです。

1 災害時の、公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減
2 災害発生後の被災者支援の活動
3 平常時の防災意識の啓発、自助、共助活動の訓練

一般的な防災士資格取得方法とその経費

●防災士研修センターでの受講取得
経費合計　61,000 円（税込み）
補助金額　30,500 円
自己負担額　30,500 円

●宇部市人づくり講座での受講取得
（講習日：10 月 19 日、20 日、11 月 16 日、17 日）
経費合計　31,000 円（税込み）
補助金額　15,500 円
自己負担額　15,500 円

町長室の窓

No.134

毎年この時期に、東京から数名の友人がこの平生を訪ねてくれます。約1週間、わが家に滞在し、田舎の豊かな自然と人情を満喫して帰っていくのです。その彼らが今回は、殊勝なことに、「伊勢神宮」を経由して来て、「出雲大社」回りで帰りました。

というのも、今年は奇しくも、この日本を代表する二大神社の「遷宮」が重なる歴史的な年だからです。「遷宮」とは、神様が常にみずみずしく清浄であるようにと、定期的に建て替えたり、改修した上で新しい社殿に移ってもらう祭事のことです。

伊勢神宮は20年に一度の『式年遷宮』です。天照大神を祀る内宮をはじめ、神々の社殿を造り替え、すべてを一新するもので、8年がかりで準備が進められました。

一方、縁結びの神の大国主命を祀る出雲大社は60年ぶりの大規模改修による『平成の大遷宮』です。

従って、伊勢神宮が〝お引っ越し〟なら出雲大社は〝リフォーム〟によるリニューアルオープンと言えます。

〝ダブル遷宮〟年

こうして今年は、リフレッシュされた神様から大きなパワーがいただけるとあって、参拝客も急増、近頃のパワースポットブームに拍車をかけているようです。

このところ、若い女性を中心に、神秘的な現象への憧れや興味も手伝って、神話や伝説ゆかりの地を訪ねるパワースポット巡りが注目を集めています。不安な気分や閉塞感が漂う中で、心身が癒され、健康や元気のエネルギーが湧いてきて、それが前向きな生き方につながるのであれば、それはそれでいいのではないでしょうか。

皆さんも、たまには身近な史跡や鎮守の杜、古刹などに足を運び、自分のパワースポットを探してみてはいかがでしょうか。静寂に包まれた非日常の空間で、深呼吸するだけで雑念が消え、心が安らぎ、気持ちがリセットできるのではないでしょうか。それは同時に、〝ふる里の魅力〟再発見にもなるはずです。

ともあれ、こうして繰り返される遷宮は、今風に言えば、「循環」による「再生」に他なりません。しかも、今年は史上まれな〝ダブル遷宮〟の年。今、二つの大きな波動が一つになって、日本人の精神文化の再生と新しい時代への変化が始まる予感がしています。

山田健一

乳幼児用・ひとり親家庭用

福祉医療費受給者証

交付（更新）申請について

町では、乳幼児とひとり親家庭を対象に、保険適用医療費の自己負担額を助成しています。

次の要件に該当し、現在受給者証の交付を受けていない人は、申請手続きをしてください。

また、すでに受給者証をお持ちの人は、有効期間が7月末日で満了となりますので、更新手続きを行ってください。

本町では、山口県が実施している一部負担金の導入は行なっていません。（医療機関での保険適用医療費の支払いはありません。）

乳幼児用

●対象者
小学校就学前の子ども

●所得制限
父母の平成25年度町民税所得割額（税額控除前）の合計が136,700円以下

ひとり親家庭用

●対象者
①18歳（高校卒業）までの子どもを養育する父子・母子家庭の父・母およびその子ども　②父母のいない18歳（高校卒業）までの子ども

●所得制限
平成25年度町民税所得割額非課税世帯

共通事項

●申請期間
7月22日㈪～31日㈬
（新規申請は随時受付）

●申請場所
町役場健康福祉課
佐賀出張所（更新申請のみ）

●持参物
印章、健康保険証、被扶養者確認票、旧受給者証（更新の場合）
※平成25年度町民税額を本町で確認できない場合は、税額を証明する書類

■問合せ先
町役場健康福祉課
☎（56）7115

町民課の窓口延長サービス

●毎週金曜日、町民課の窓口は午後6時30分まで（年末年始、祝日を除く）
●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書
※戸籍について、古い戸籍（除籍・原戸籍）は除く

まちの話題

田植え体験と田んぼアート

６月10日、平生中央児童館横のほ場で、「田んぼアートと田植え体験」が行われました。

参加した児童たちは、慣れない作業に悪戦苦闘しながらも、田んぼアートの下書きに沿ってしっかりと苗を植えていました。

▷８月頃には出穂し、アートが浮かび上がります。

商工会青年部“絆”感謝運動

６月10日、平生町商工会青年部のみなさんが、全国統一事業「“絆”感謝運動」を実施しました。

この運動は地域との絆をテーマに活動するもので、フラワーベルト事業で植栽しているプランターやその周辺の清掃活動を行いました。

カラオケ同好会発表会♪

６月16日、町武道館で平生町カラオケ同好会親睦発表会が開催されました。

町内のカラオケサークル12団体が一堂に会し、日頃の練習の成果を披露するとともに、会員同士の親睦を図りました。

平生町『ひろげよう男と女』連絡協議会

総会および講演会開催

６月８日、平生町勤労青少年ホームで、平生町『ひろげよう男と女』連絡協議会の総会および講演会が行われました。

「デートＤＶって何？」と題した講演会では、周南人権擁護委員協議会 光市人権擁護委員の山根政子さんを講師に迎え、参加者はＤＶ（配偶者からの暴力）とデートＤＶについて学びました。

長～い巻きずしに挑戦！

６月16日、平生町子ども会育成連絡協議会主催の「子ども会そうさく活動」が、町保健センターで行われました。

参加した約40人の子どもたちがチャレンジしたのは、のり50枚、米３升半を使用した長～い巻きずし。ブルーベリーで色付けした酢飯の上に、卵やキュウリなどを載せ、かけ声に合わせて一斉に巻いていきました。息の合った動きで途切れることなく完成し、その長さは12mに達しました。

△▷保健センターの指導室とロビーをまたぎ、長机７台を連ねての作業となりました。

表彰　スポーツ少年団顕彰

平生剣道スポーツ少年団の平田隆浩さんが、平成24年度山口県スポーツ少年団顕彰指導者表彰を受賞されました。

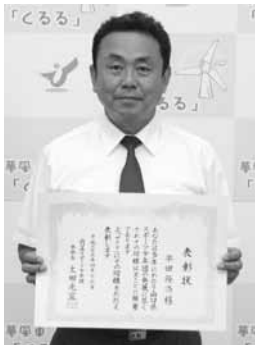

平田さんは、平成４年から現在に至るまで長きにわたり、団員の指導に尽力されるとともに、ご自身も競技者としてご活躍されています。スポ少と学校が連携した活動を推進していくとともに、息の長い剣道家を育てていきたいと、今後の抱負を語ってくれました。

表彰　食推協議会会長表彰

平生町食生活改善推進員の西山喜美恵さんが、山口県食生活改善推進協議会会長表彰を受賞されました。

西山さんは、食生活改善推進員として長年にわたり地域の食生活改善の活動に従事し、住民の食生活への関心を高めることで健康づくりに貢献されてきました。これらの功績が認められての、このたびの受賞です。

山口県スポーツ少年団指導者協議会
大田眞さんが会長に就任

山口県スポーツ少年団指導者協議会の会長に、平生町スポーツ少年団本部長の大田眞さんが就任されました。

同協議会は、スポーツを通じた青少年の健全育成を目的とし、スポーツ少年団の指導者の連帯と指導力の向上を図るために、昭和56年に結成されたものです。このたびの大田会長の就任に伴い、県内および平生町におけるスポーツ少年団活動のますますの発展が期待されます。

平生小児童が地域清掃活動

６月18日、平生小学校５年生の児童が総合学習の一環として、自分たちが住む地域にそれぞれ分かれ、清掃活動を行いました。

事前に、地域の方々の参加を呼びかける手作りポスターを公共施設などに掲示しており、中央公民館付近では、参加された地域の方々と協力してごみ拾いや花壇の草ひきなどを行っていました。

秋の収穫が楽しみです！
各地でいもの苗の植え付け

大野公民館自然体験学習

６月９日、自然体験学習が大野公民館で行われ、大野地区の児童たちが多くの地域の方々とともに、いもの苗の植え付けを行いました。

佐賀やぶ地区が園児を招待

６月25日、佐賀やぶ地区のみなさんが、佐賀保育園の園児たちを招待し、同地区のほ場でいもの苗の植え付けを行いました。

きてみて！ひらおの会

「きてみて！ひらおの会」主催のさまざまな体験教室が開かれました。

６月９日には松尾さん方（小郡）で、石窯を使った「ピッツァ手作り体験」、６月23日・30日には、中本農園（大野南）で、もぎたての甘い完熟トマトを収穫する「トマトの収穫体験」が行われ、町内外から多くの方々が参加しました。

▷「トマトの収穫体験（６月23日）」あまりのおいしさに感激しました！　との声も聞かれました。

【平生町観光キャッチフレーズ】“キラメキの瀬戸の眺めにおいでませ　明日は歴史と会える町”

こんにちは保健師です　No.625

熱中症は予防できます！

熱中症の発生は7～8月がピークで、屋外だけでなく、室内で特に何もしていなくても発症することがあります。

また、急に暑くなった日などは特に注意が必要です。お互いに声をかけ合い、夏を乗り切りましょう。

熱中症とは

高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や体のだるさ、頭痛などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。

熱中症の予防

●水分、塩分補給

こまめに水分を補給する。のどが渇く前に飲む。たくさん汗をかいたら、塩分も補給する。

●室内環境を整える

日差しを遮り、風を通す。扇風機やエアコンを上手に使う。涼しい寝具や衣服の工夫。

●外出時の注意

日傘や帽子の着用。こまめな休憩。日陰を選ぶ。通気性の良い吸湿・速乾の服を着る。暑い日や時間帯を意識して行動する。

●体調を整える

しっかり睡眠をとる。朝食を抜かない。屋外で暑さや疲れを感じたら、涼しい場所で休息する。自分の体調を知る。夏風邪、二日酔いのときは要注意。普段から軽く汗をかく習慣づくりも大切。

●声をかけ合う

家庭や職場、ご近所で声をかけ合い、お互いに気を配ることで熱中症の発生を予防できます。高齢者、障害者、子どもには特に注意が必要です。

熱中症が疑われる人をみかけたら

① 涼しい場所へ避難させる
② 衣服を脱がせ、からだを冷やす
③ 水分、塩分を補給する
④ 自力で水を飲めない、意識がない場合は直ちに救急車を要請しましょう！

おすすめメニュー

豆腐入り鶏つくね照り焼き

平生町食生活改善推進協議会

豆腐が入っているので、柔らかくてジューシー。ヘルシーなのにボリュームたっぷりです。甘辛いたれが決め手で、お弁当にもピッタリです。

《材　料》　４人分

鶏ひき肉	300ｇ	片栗粉	小さじ２
木綿豆腐	1/4丁	サラダ油	小さじ２
卵	１個	A	
ねぎのみじん切り	大さじ３	しょうゆ	大さじ２
		みりん	大さじ３

《作り方》

① 豆腐は軽く水きりをする。Ａは混ぜておく。
② ボウルにひき肉と豆腐、卵、ねぎ、片栗粉を入れてよく混ぜ一口大に丸める。
③ フライパンにサラダ油を中火で熱し、②を並べて両面を焼く。しっかり焼き色がついたらＡを回し入れ、強火にして汁気がなくなるまで煮絡める。

子宮頸がん予防ワクチンの接種について

～積極的勧奨の一時差し控え～

子宮頸がん予防ワクチンは平成 25 年４月１日から定期接種の対象となっており、中学１年生から高校１年生までの女子は無料で接種することができます。

しかし、副反応の報告が相次ぎ、原因が判明していないことから積極的勧奨を一時差し控えることとなりました。

ただし、接種を希望される場合は定期接種として無料で接種することができますので、予防接種説明書をよく読み、ワクチンの有効性と副反応について十分に理解した上で受けるようにしてください。

なお、副反応に伴う治療が必要になったり、後遺症が残ったりした場合は救済制度がありますので、給付申請の必要がある場合は速やかに接種した医師や町保健センターへご相談ください。

■問合せ先
町保健センター　☎（５６）７１４１

No.212

生涯学習推進だより

火災・災害から地域を守る

平生町消防団

いざ火災が起こったとき、火を消すためさまざまな人が消火活動に携わります。平生町消防団（以下消防団）は柳井広域消防本部とともに、これまでの経験や日頃からの訓練を活かし、火災現場の第一線で被害を最小限に抑えるため、団員が一丸となって消火や救助活動を行っています。

消防団の歴史は古く、明治時代には「消防組」と呼ばれる組織がありました。戦後、昭和22年の消防団令の公布や消防組織法（以下法）の制定を背景に、旧平生町、大野村、曽根村、佐賀村で消防団設置条例が施行。その後、昭和30年の町村合併に伴い、現在の消防団が発足しました。法には「市町村は、その区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」とうたわれており、消防団は地域の消防を担う重要な組織として位置づけられています。

消防団は、団長や副団長をはじめとして、本部と九つの分団で構成され、4月1日現在201名で活動しています。各分団はそれぞれの地元の地域を管轄し活動していますが、火災が起きたときは他の地域でも駆けつけて消火活動にあたります。まさに「自分たちの住む町は、自分たちで守る」という自助共助の精神によるものです。

消防団の活動は、火災のときだけではありません。行方不明者の捜索や防火パトロール、消火施設の見回りとともに、防火に対する啓発活動なども行います。また、防災訓練への参加や大雨時の水防活動など、防災活動にも積極的に取り組んでいます。

このように、消防団は地域の消防防災を担う存在であり、「火災をなくそう」「地域を良くしよう」という思いを強く持っています。この思いが、地域との絆を深めていくと同時に、いざ火災や災害が起きたときに被害を最小限におさえるための大きな力となっているのです。

火災は、自分は大丈夫だろうという思い込みや、火の後始末をうっかり忘れるなど、不注意が原因で発生することがあります。みなさん一人ひとりの火災防止への心掛けが、消防団にとって何よりの支援です。その支援に応え、地域に住むみなさんが、安全で安心して生活できるよう、これからも消防団は活動を続けていきます。

■問合せ先
町役場総務課
☎（56）7111

平生町生涯学習推進マスコット
「マナビット」

図書館だより

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館　☎（56）2310
【開館時間】午前9時～午後5時15分

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます♪
http://www.library.town.hirao.lg.jp または 町公式ホームページからアクセス

新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

ソウルメイト
馳 星周 著

流転の魔女
楊 逸 著

若き日に薔薇を摘め
瀬戸内 寂聴 著

車いす・片マヒの人もいっしょにできる高齢者のレクリエーション　三浦 一朗 著

「モラル・ハラスメント」のすべて
本田 りえ、露木 肇子 著

《児童書》

はいチーズ
長谷川 義史 作

妖怪食堂
広瀬 克也 作

たなばたさまきららきらら
長野 ヒデ子 作・絵

水泳のコツ大研究
後藤 真二 監修

アサギをよぶ声
森川 成美 作

話題の本

『家族の認知症に気づいて支える本』
斎藤 正彦 監修（小学館）

認知症患者を理解し、支えるための入門書。認知症患者はどのような気持ちでいるのか、適切にサポートするにはどうしたらいいのかを、症状の初期・前期・中期・後期ごとに解説。病院の探し方や介護の工夫なども紹介する。

休館日　7月…22日(月)、29日(月)、31日(水／月末整理日)
8月…5日(月)、12日(月)

～読書感想文・読書感想画の本が入りましたのでご利用ください～

シリーズ

正しい知識で安心な消費生活

山口県消費生活センター　電話 083(924)0999

アダルト情報サイトのトラブルについて

相談　スマートフォンのアダルト情報サイトから、動画再生の無料アプリをダウンロードする際に、年齢認証画面をクリックしたところ、料金の請求画面が表示されました。

有料で契約するつもりはなかったのですが、支払わなければならないのでしょうか。

アドバイス　契約は成立していないので、請求画面が表示されても、あわてて事業者に連絡をとったり、支払いをせず、静観または無視しましょう。

◆◇ワンポイント◇◆

平成24年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談の中でも、アダルト情報サイトに関する相談は、最も多くなっています。

自分で「無料」という言葉を入れて検索したからといって、必ずしも無料とは限らず、相談のように料金を請求されることがあります。

また、最近では、スマートフォンの「公式マーケット」でダウンロードした無料アプリでも、料金を請求されたというトラブルも寄せられていますので、アダルトサイトへのアクセスや、無料アプリのダウンロードを安易にしないようにしましょう。

柳井警察署だより

警察官・警察事務職員の募集

平成25年度の採用試験が、次のとおり行われます。

区　分	受験資格	第１次試験日
①警察官 (A)（第２回）	◇昭和 55 年４月２日以降に生まれた人 ◇４年制以上の大学卒業者（見込含）	9月22日㈰
②警察官 (B)	◇昭和 55 年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた人 ◇４年制以上の大学卒業者（見込含）以外の人	
③警察事務職員（高卒程度）	◇平成４年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた人 ◇４年制以上の大学卒業者（見込含）以外の人	9月29日㈰
④身障者選考（警察事務）	◇昭和 59 年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた人 ◇障害の程度が１級～４級の人	9月28日㈯

●受付期間

7月 12 日㈮～8月 30 日㈮

受験案内･申込書は、柳井警察署、交番･駐在所で受け取ることができます。

詳細は、下記問合せ先または山口県人事委員会事務局ホームページでご確認ください。

■問合せ先

柳井警察署
☎（２３）０１１０
警察本部警務課
☎０８３（９３３）０１１０
山口県人事委員会事務局ホームページ
http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a33000/shiken/saiyo-joho.html

【交通安全標語】　ベルトした？　みんなしたよが　合言葉　（平成25年「交通安全年間スローガン」）

休日や平日夜間の医療案内

◇応急的診療であり、専門的な診療ではありません。

■柳井地域休日夜間応急診療所
柳井市中央１丁目５番３号
☎（２２）９００１（下記診療時間内）

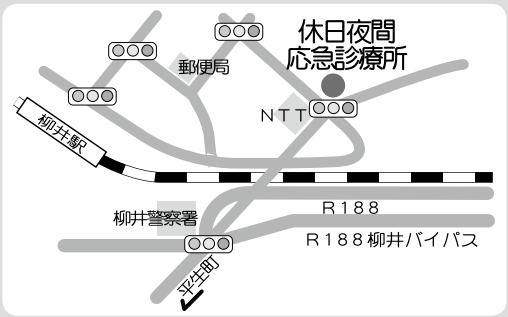

区分	診　療　日	診療時間（受付）
休日昼間	日曜日・祝日 盆（８月15日） 年末年始 （12月30日～１月３日） ※これらの日の夜間診療はありません	午前９時～12時 （午前11時30分まで） 午後１時～５時 （午後４時30分まで）
平日夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません	午後７時～10時 （午後９時30分まで）

「まちの保健室」　山口県看護協会柳井支部

場所：イズミゆめタウン柳井　２階ベビー服売り場前
日時：７月20日㈯　午前10時～12時
内容：血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談、乳児・育児相談など

人権行政相談　※相談無料・秘密厳守

次回は 8/19㈪

◆相談日 毎月第２月曜日（休日の場合は翌日）
◆相談員 人権擁護委員、行政相談委員
◆相談内容 人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談並びに意見や要望などについて

日本赤十字社　インド洪水災害救援金

６月にインド北部で発生した大雨による洪水等の甚大な被害に対し、現地の救援・復興支援活動を支援するため、次のとおり救援金の受付を開始しました。皆様のご協力をお願いいたします。

■ 2013年インド洪水災害救援金（９月24日㈫まで）
【受付口座】郵便局・ゆうちょ銀行
口座番号：００１１０－２－５６０６
加入者名：日本赤十字社

※通信欄に「2013インド洪水災害」と明記してください。
※郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。
※受領証の発行を希望される人は通信欄に「受領証希望」と明記の上、氏名・住所・電話番号を記載してください。

柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作／☎（２２）３６３１〕

●骨髄バンク登録検査《要予約（前日まで）》
８月14日㈬　９：00～10：00
●Ｂ・Ｃ型肝炎抗体検査《要予約（前日まで）》
８月14日㈬　10：00～10：30
●ＨＴＬＶ－１抗体検査《要予約（前日まで）》
８月14日㈬　10：30～11：00
●ＨＩＶ抗体検査《要予約（当日まで）》
※当日検査結果がわかります
８月14日㈬　14：00～16：00
●思春期・ストレス相談《要予約（前日まで）》
８月23日㈮　10：00～15：00
●心の健康相談《要予約（１週間前まで）》
８月20日㈫　13：00～14：00

こころの救急電話相談

山口県精神科救急情報センター
☎ 0836（58）4455（24時間対応）
内容：精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

小児救急電話相談

受付時間 毎日 午後７時～11時
☎ #8000 または ☎083（921）2755（携帯電話も可）
内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

月間火災・救急発生状況　（５月）資料：柳井地区広域消防組合

	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	3	0	3	259
平生町内	1	0	1	35

月間交通事故発生状況　（５月）資料：柳井警察署

	発生件数		死者（人）	傷者（人）
	人身	物損		
管内	25	131	0	33
平生町内	4	18	0	4

まちの人口

５月31日現在
住民基本台帳記載人口
（　）：前月対比

世帯数	5,681 世帯	（－　8）
人口	12,916 人	（－25）
うち男	6,124 人	（－15）
女	6,792 人	（－10）

今月の納税【７月】　納期限７月31日

固定資産税	第２期
国民健康保険税	第１期
介護保険料	第１期
後期高齢者医療保険料	第１期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問合せ先
税務課【町税】　☎（５６）７１１４
健康福祉課【介護保険料】　☎（５６）７１１５
町民課【後期高齢者医療保険料】☎（５６）７１１３

〔ミュージックチャイムの曲名〕　６：00　われは海の子　12：00　平生町の歌　17：00　夕やけこやけ

Information

じょうほうでんごんばん 情報伝言板

試験・募集

平生町職員募集

●職種　行政
●職務内容　一般事務
●採用予定人員　若干名
●主な受験資格　高卒以上（平成26年3月卒業見込含）で、昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人
●試験日・内容
【第1次試験】9月22日㈰　基礎能力試験、事務能力試験、作文試験、適性検査
【第2次試験】10月下旬（予定）　口述試験
●試験場所　町役場
●申込方法　町役場総務課備え付けまたは町公式ホームページからダウンロードした申込書に返信用封筒（長形3号、80円切手貼付）を添え、持参または郵送でお申込みください。
※電話番号を忘れずに記入してください。
※郵送の場合、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし簡易書留で送付してください。
●受付期間　7月16日㈫～8月9日㈮（期間内消印有効）
※詳細については、申込書とともに備え付けています受験案内をご確認ください。
問申町役場総務課 庶務人事班 ☎（56）7111

自衛官等募集

●募集種目
①航空学生（海・空）
②一般曹候補生
③自衛官候補生（女子）
●応募資格　①21歳未満で高卒（見込含）②③18歳以上27歳未満
●受付期間　①②③8月1日㈭～9月6日㈮
問申自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所 ☎（22）8199

柳井地区広域消防組合 消防職員募集

●職種　消防吏員
●採用予定人員　5名程度
●主な受験資格　①高卒（平成26年3月卒業見込含）程度以上の学力を有し、平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人　②採用後に柳井市、周防大島町、上関町、平生町に原則として居住できる人
●第1次試験日　9月22日㈰
●受付期間　7月12日㈮～8月9日㈮（期間内消印有効）
問申柳井地区広域消防組合 消防本部総務課
昼間☎（23）7772
夜間・休日☎（22）0040

刑務官募集

●受験資格
【刑務A、刑務A（武道）】昭和59年4月2日～平成8年4月1日生まれの男子
【刑務B、刑務B（武道）】同右の女子
【刑務A（社会人）】昭和48年4月2日～昭和59年4月1日生まれの男子
【刑務B（社会人）】同右の女子
●第1次試験日　9月22日㈰
●受付期間　7月23日㈫～31日㈬
問申岩国刑務所庶務課 ☎0827（41）0136

県立農業大学校 学生募集

●募集学科・定員　園芸学科25人、畜産学科15人
●受験資格　高卒程度以上の学力を有する人
●試験日
【推薦】10月23日㈬
【一般】【1次】12月4日㈬　【2次】平成26年2月19日㈬
●受付期間
【推薦】9月13日㈮～27日㈮
【一般】【1次】11月1日㈮～15日㈮　【2次】平成26年1月6日㈪～2月7日㈮
問申柳井農林事務所農業部 ☎（25）3293

お知らせ

毎月勤労統計調査特別調査のお願い

厚生労働省と山口県では、常用労働者数1～4人の事業所を対象に、給与・労働時間・雇用などの調査を7月31日現在で実施します。
調査員が7月下旬から8月にかけて、対象地区内の事業所へお伺いしますので、調査へのご協力をお願いします。
●対象地区　大野北、大野南、曽根　各地区の一部
問県統計分析課商工労働統計班 ☎083（933）2654

18歳未満の雇用について

事業者が18歳未満の人をアルバイトとして雇用し、仕事をさせるときには、労働基準法により労働条件通知書の交付義務、時間外・休日労働の禁止などの規定があります。詳しくはお問い合わせください。
問下松労働基準監督署 ☎0833（41）1780

< 以下は広告欄です >

広報ひらおでは、広告掲載事業による有料広告を掲載しています。

講座・講習

島スクエア 次世代育成講座

◇次世代起業集中講座
●日時　８月８日㈭、16日㈮、21日㈬、24日㈯　各日午前９時50分～午後３時50分（24日は午後１時30分まで）
●対象　高校生、高専生15人（グループ参加可）
●内容　「起業を考える」
●申込期限　７月26日㈮
◇親子発明工作教室
●日時　８月20日㈫　午前10時～午後３時30分
●対象　小学生（定員40人）とその保護者
●内容　「くだもの電池」
●申込期限　７月19日㈮
◇共通事項
●会場　大島商船高等専門学校
●受講料　無料
問申大島商船高等専門学校島スクエア次世代育成講座
☎０８２０（７４）５５２４

要約筆記者養成講座

聴覚障がい者への情報保障のため、厚生労働省の定めるカリキュラムに基づいた、要約筆記者の養成講座を開催します。【手書きコース・パソコンコース】
●日時　９月７日㈯～平成26年１月18日㈯　午前10時～午後５時（全14回）
●場所　山口県聴覚障害者情報センター（山口市）
●対象　県内在住で習得に熱意のある人
●定員／受講料　20人／無料（テキスト代別途要）
●募集期限　８月13日㈫
問申県聴覚障害者情報センター
☎０８３（９８５）０６１１

ひきこもりを考えるフォーラム

●日時　７月21日㈰　午後１時30分～３時30分
●場所　防府総合庁舎（防府市）
●演題　「ひきこもる若者によりそってみえてきたもの」
●講師　ＮＰＯ法人スチューデント・サポート・フェイス 谷口仁史 代表理事
●その他　入場無料・申込不要
問県精神保健福祉センター
☎０８３５（２７）３４８０

岩国短期大学 生涯学習公開講座

●講座内容／開校曜日／定員
①ずっと英語で喋りましょう！（中級）／火曜日／15人
②大人のための学び直しのやさしい英文法［Roman Holiday から］／水曜日／15人
③「ゆる体操」でいきいきと過ごそう／木曜日／20人
●開講期間　10月～12月
●受講資格　原則20歳以上の人
●会場　岩国短期大学
●時間　午後６時30分～８時
●受講料　１講座７０００円
●申込期間　８月５日㈪～19日㈪
問申岩国短期大学総務課
☎０８２７（３１）８１４１

安全衛生講習会

◇玉掛け技能講習
●日程（場所）【学科】８月20日㈫、21日㈬（ホテル松原屋）【実技】８月22日㈭～24日㈯の内１日（鋼鈑工業㈱玉鶴工場）
●申込期限　８月９日㈮
◇職長・安全衛生責任者教育
●日程（場所）【学科】８月27日㈫、28日㈬（ホテル松原屋）
●申込期限　８月９日㈮
問申（一社）山口県労働基準協会下松支部
☎０８３３（４１）３５１０

相談

多重債務・相続登記等 無料電話相談会

●日時　８月３日㈯　午前10時～午後４時
●相談受付電話番号
☎０１２０（００３）８２１
●相談内容　多重債務問題や相続問題でお困りの人に、手続きの説明や司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてアドバイスします。
問山口県青年司法書士協議会
相談会担当：石丸
☎０８３４（３２）９８６１

夏休みキャンペーン

こども５０えんバス

どこまで乗っても１乗車５０円！

防長交通の一般路線バスにおいて、夏休み期間中、全区間１乗車につき50円で乗車できる運賃割引キャンペーンを実施します。

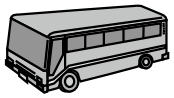

●期間　７月20日㈯～８月31日㈯
●対象者　小学生以下
※１歳未満は無賃。１歳以上６歳未満は、同伴者（６歳以上）１人につき１人が無賃。
●対象路線　防長交通が運行する路線バス全線
※高速バスなどは対象外です。
●利用条件　現金でお支払いの場合のみ
※各種割引との併用はできません。また、バスカード・回数券での乗車は対象となりません。
■問合せ先
防長交通㈱ 平生営業所　☎（５６）５１００

< 以下は広告欄です >

まちのカレンダー

《7月16日～8月15日》

7　月

16 (火)	育児学級 (10:00 ／保健センター)
17 (水)	こころの健康相談･いこいの場 (13:30 ／保健センター)
18 (木)	
19 (金)	幼稚園、小・中学校終業式 朗読ボランティアつゆくさの会 (10:00 ／平生図書館) もの忘れ相談 (13:30 ／ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
20 (土)	体育館開放日 (午前中) ラジオ体操会 (6:20 ／佐賀公民館、7:00 ／曽根公民館) 古文書輪読会 (9：45/ 平生図書館) おはなし会 (14：00/ 平生図書館)
21 (日)	第 23 回参議院議員通常選挙 投開票日
22 (月)	保健センター開放日 (13:00)
23 (火)	
24 (水)	押し花のしおり作り (9:00 ／曽根公民館)
25 (木)	１歳６か月児健診 (13:00 ／保健センター)
26 (金)	きり絵教室 (9:30 ／佐賀公民館) 離乳食学級 (9:30 ／保健センター)
27 (土)	体育館開放日 (午前中)
28 (日)	キッズサッカー教室 in 平生 (9:30 ／スポレク公園) 三世代ふれあいかかしづくり (9:00 ／勤労青少年ホーム)
29 (月)	
30 (火)	
31 (水)	

8　月

1 (木)	スケッチ会 (9:00 ／佐賀公民館)
2 (金)	
3 (土)	体育館開放日 (午前中) ひらお十七夜まつり (17:00 ／中央公民館駐車場付近【花火 20:00 ～】
4 (日)	親と子の料理教室 (9:30 ／大野公民館)
5 (月)	子ども映画会 (10:00 ／佐賀公民館) 日本ジャンボリー地域プログラム (11:00 ／阿多田交流館、保健センター) (13:00 ／平生小学校、平生中学校)
6 (火)	子ども映画会 (10:00 ／佐賀公民館) 育児学級 (10:00 ／保健センター)
7 (水)	スケッチ会 (9:00 ／勤労青少年ホーム)
8 (木)	
9 (金)	
10 (土)	体育館開放日 (午前中) 盆踊り大会 (19:00 ／曽根地区)
11 (日)	第 38 回夏のふれあい天体観測会 (19:30 ／平生小学校)
12 (月)	盆踊り大会 (19:30 ／大野地区)
13 (火)	盆踊り大会 (19:30 ／やぶ地区)
14 (水)	親しみトーク【町長と語る日】(18:00 ／町役場町長室) 盆踊り大会 (19:00 ／尾国地区、19:30 ／竪ヶ浜、田名、佐合地区)
15 (木)	盆踊り大会 (19:00 ／宇佐木地区)

【お盆期間のため８月の相談日を変更しています】
８月19日(月) 人権行政相談 (10:00 ／中央公民館、13:00 佐賀公民館)

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

「伸びゆくまちをつくります」ポスター・標語

※学校名・学年は受賞時（平成24年度）のものです。

標語最優秀作品

育てよう
花と緑と思いやり
笑顔あふれる平生町

平生中学校３年　大井　祐弥

ポスター最優秀作品

平生中学校２年　西本　彩華

平生町民憲章

わたくしたち　平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち　平生町民は

1　自然を大切にし　環境をととのえ　美しいまちをつくります
1　スポーツに親しみ　きまりを守り　健やかなまちをつくります
1　思いやりと　感謝の心をもち　温かいまちをつくります
1　勤労をとうとび　活力にみちた　豊かなまちをつくります
1　文化を創造し　若い力を育て　伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。

8月3日(土)　ひらお十七夜まつり開催

■問合せ先　ひらお十七夜まつり実行委員会（平生町商工会内）
☎（56）2245

イベント　時間：午後５時～９時
場所：中央公民館駐車場付近

花　火　時間：午後８時～
打上数：1500発